

岩手県環境保健研究センターにおける外部研究費の管理及び監査要領

(目的)

第1 この要領は、岩手県環境保健研究センター（以下「センター」という。）において、国又は国が所管する独立行政法人等（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金をはじめとする外部研究費による研究活動を適正に管理することを目的とする。

(定義)

第2 この要領を適用する外部研究費の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会等の配分機関から配分される競争的外部研究資金
- (2) 受託研究に係る研究費のうち、前号と同様の方法による管理が必要な外部研究資金
- (3) その他、センター所長の責任により管理が必要な外部研究資金

(総則)

第3 この要領に基づく外部研究費の取扱は、この要領に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、会計規則（平成4年規則第21号）、行政文書管理規程（平成11年訓令第5号）、その他、県の事務処理に係る法令等を準用するものとする。

(管理運営体制)

第4 センターは、外部研究費の適正な管理及び運営を図るため、次に掲げる責任者を置き、その責任と権限を定める。

- (1) 最高管理責任者

最高管理責任者は、センター所長とし、機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。

- (2) 統括管理責任者

統括管理責任者は、事務を担当する副所長とし、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

- (3) コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は、企画情報部長とし、センター内における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

(外部研究費の管理)

第5 外部研究費の管理は、最高管理責任者名義による専用の金融機関口座による。ただし、配分機関において口座名義に係る規定がある場合はそれに従うものとする。

2 外部研究費の出納は、統括管理責任者を決裁権者とし、その事務は企画情報部において行う。

3 外部研究費の出納に係る事務処理は、会計規則を準用するほか、別途、最高管理責任者が定める。

(事務処理手続の相談窓口)

第6 外部研究費の使用に係る事務処理手続の相談窓口は、企画情報部とする。

(不正防止計画)

第7 最高管理責任者は、外部研究費の執行に係る不正を防止するため、企画情報部に不正防止計画推進担当を置き、不正防止計画の策定、実施及び内部監査を行うものとする。

2 不正防止計画推進担当は、不正防止計画の実施状況を把握するとともに、不正防止計画の改正に必要な事項がある場合は最高管理責任者へ報告するものとする。

(行動規範)

第8 センター職員は、外部研究費の使用に当たり、岩手県職員憲章及び岩手県職員コンプライアンスマニュアルの規定を遵守するものとする。

2 統括管理責任者は、センター職員に対し、研修の実施等により前項を周知するものとする。

(外部研究費の不正に関する通報窓口)

第9 外部研究費の不正に係る通報窓口は、コンプライアンス推進責任者とする。

2 前項の通報があった場合の取扱は、別途定める実施計画により行うものとする。

(補則)

第10 その他、この要領の実施に必要な事項は、最高管理責任者が別途定めるものとする。

附 則

1 この要領は平成27年10月1日より施行する。

2 科学研究費補助金管理要領(平成21年6月30日施行)は廃止する。

附 則

この要領は平成28年10月3日より施行する。